

看護職員確保対策(東京都保健医療計画(第六次改定)(案)抜粋)

養成・定着・再就業対策等を着実に実施するとともに、「東京都看護人材確保対策会議」等において、今後の看護人材確保に向けた新たな対策等を検討し、より効果的、安定的な看護人材確保等のための施策を推進していきます。

<課題 1> 養成対策

- 若年人口の減少により、今後養成数の大幅な拡大は困難です。養成した看護職の都内への就業を促進する必要があります。
- 今後需要の増大が見込まれる在宅分野での看護職を確保する必要があります。

(取組 1) 看護需要に対応した養成の促進

- 看護職を目指す人材を確実に確保するため、中高生等への働きかけや多様な人材(社会人、男性等)の確保に向けた取組を推進していきます。
- 都内新規就業者を確保するため、看護師等学校養成所卒業者の都内就業を促進していきます。
- 在宅医療需要の増大に対応するため、看護職の在宅分野への就業を促進していきます。

<課題 2> 定着対策

- 20歳代から30歳代での離職が多く、結婚、出産、育児等による就業継続が困難であることが考えられるため、育児等でも辞めずに働き続けられる環境の整備が必要です。
- また、医療技術の高度化や専門化等に対応できる看護職員の育成が必要です。

(取組 2-1) ライフステージに応じた支援策の充実

- 働き続けられる勤務環境改善を促進するため、看護職のライフ・ワーク・バランスの充実を図ります。
- 新人期・中堅期・ベテラン期など、経験に応じたサポート体制の充実を図ります。
- スキルアップ・キャリアアップを望む看護職、出産・育児等のライフステージに応じた働き方を望む看護職など、多様なニーズに対応した働き方を支援します。

(取組 2-2) 看護職員の育成

- 各専門分野や課題等に対応した研修の充実等を図り、質の高い看護職員の育成に取り組みます。

<課題3>再就業対策

- 育児等の時間的制約や離職による技術的不安を抱えていることなどにより、30歳代から40歳代での復職が進んでいないため、復職を促進させる取組が必要です。

(取組3) 復職しやすい環境の整備

- 再就業希望者のニーズに合わせた働き方の提示により、職場復帰を促進していきます。
- 潜在看護職の再就業意欲を促進するため、復職支援研修の充実について検討していきます。